

支部ニュース

2015年8月 No. 501

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口1-8-6-202
Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

●憲法擁護・平和の取り組み

※練馬で戦争法案NO!の集会とパレードを行いました!.....種田和敏

※東京南部法律事務所の取り組み.....長尾詩子

※7月14日 事務所交流集会

※サマーセミナーの案内

●7/29横田基地見学ツアー.....久保田明人

※ツアー感想文.....岡崎槇子

●若手弁護士へのメッセージ.....永盛敦郎

●7月多摩幹事会議事録

●自民党国会議員勉強会における言論弾圧発言に厳重に抗議する(声明)



憲法擁護・平和の取り組み

練馬で戦争法案NO!の集会とパレードを行いました!

城北法律事務所 種田 和敏

7月1日の夜、練馬駅前には「戦争法案、反対!」とシュプレヒコールを上げる1350人もの長い列がありました。出くわした駅利用者などは、何事かと戸惑いながらも、長い列が続く中で、シュプレヒコールを聞き、横断幕を見て、状況を把握したようで、静かに見守るか、応援をする人が大勢でした。ちょうど帰宅時間帯だったので、多くの人目にとまり、大きな効果があったと思います。

この集会・パレードについて、私は準備段階から末席で参加をしていましたが、準備期間は法案審理に合わせて急ぐ必要があり、時間がなく、実質的な準備期間は1か月強しかありませんでした。まさに火事場の馬鹿力だったのかもしれませんが、時間がなかったわりには、練馬では20年前に記録された800人を大きく超え、参加者においても過去最高を記録したのは、安倍政権の進める戦争法案に反対する声がいかに大きいか端的に表していたと思います。

また、大きなパレードになったのは、練馬にたくさんある団体に広く呼びかけ、戦争立法反対の一点で共闘できたのが良い点だったと思います。加えて、パレードのシンボルカラーを黄色にしたことも、集会やパレードが色づいてよかったと思います。トランペット、太鼓や元気のよいコールもパレードを盛り上げました。

国会は9月末まで延長されました。安倍政権は、何が何でも戦争法案を今国会で成立させるつもりです。しかし、ついに先日の世論調査で、安倍政権の発足以来、初めて不支持が支持を上回りました。主権者である国民は、安倍政権の横暴を見ているし、戦後70年の今改めて平和の大切さを感じ、この法案を廃案に追い込む大きな運動の中にどんどん参加してくるはずですよ。最終的には、大きなうねりになり、戦争立法を廃案に追い込むことができると信じています。私たちは、そのうねりを起こし、そのうねりの中で中心的な役割を担うよう、これからも努力していかねばならないと強く感じました。戦争法案反対に向け、これからも大いにがんばりましょう!

東京南部法律事務所の取り組み

東京南部法律事務所 長尾 詩子

●街頭宣伝

毎日のように行われている地域民主団体の街宣への参加以外に、東京南部法律事務所としても、若手と事務局を中心に、週に1回、早朝や夕方などに街宣をしています。

また、民主団体以外の人たちも多数街宣に出てきています。私も参加している怒れる女子会@大田も、7月3日、4日、11日とシール投票・街宣をしました。3日に10数名で行った初めての街宣は子育て世代の女性が多かったためか話題になり、翌4日の街宣は7月5日付東京新聞で報道していただきました。

7月26日午前11時から蒲田駅前では戦争法案に反対する超党派議員とともに広範な市民「戦争反対オール大田」で、戦争法案反対し国会へ行こうという大宣伝をしました。

●学習会

6月20日に弁護士9条の会・おおたと大田9条の会共催で池田香代子さん×小森陽一さん講演会、7月11日に東京南部法律事務所主催で半田滋さん×落合恵子さん講演会を行いました。近接した時期での講演会でしたが、それぞれ異なる層を狙って取り組み、それぞれ約300人の参加者で成功しました。

また、所員が地域の学習会での講師活動をしています。例えば、私でいえば、7月16日、7月17日と連続で憲法カフェを行っています。これらには民主団体と関係ない人たちが参加してきています。子育て世代の女性の参加が多いのも特徴的です。「違憲の戦争法案」と報道される中、「憲法とは何なのか」「立憲主義って何なのか」を考えたいという広範な市民の存在を感じます。

●安全保障関連法案に反対するママの会

同世代の子育て世代の女性とおつきあいの縁で、安全保障関連法案に反対するママの会に関わっています。7月13日に記者会見をして、7月26日昼12時30分からは渋谷駅前街宣、その後デモを行いました。この取組は、同世代の女性の共感をよび、各地で、同様の取組を行うことが検討されだしています。



7月14日 憲法・教科書運動事務所交流集会

衆議院安全保障特別委員会での戦争法案強行採決がなされた7月14日、夜の日比谷野音での安倍政権打倒集会の前段として、戦争立法反対の運動、そして採択手続に入っていく教科書の問題を併せて、事務所交流集会を、日比谷野音から至近距離である弁護士会館にて開催しました。今回は、今まで参加したことのない事務所の団員も参加し、戦争法案阻止・育鵬社の教科書不採択を誓い合いました。

第1 情勢

- ・翌7月15日、戦争法案は衆議院本会議採決の予定、その後、主戦場は参議院、か。

第2 各事務所の活動

1 東京法律事務所

- ・定例の宣伝活動の量と質の強化
現時点で8月下旬まで予定している
「弁護士」腕章の作成、ドラム隊の結成、
宣伝ポスターの刷新、署名の呼びかけ
- ・学習会、集会の取組み
7月13日 地域組織主催 参加者60名
7月26日 事務所としてアピールウォークを行った。
- ・超党派の運動団体を作ってほしいとの要望あり



2 城北法律事務所

- ・毎週、デモや集会を開催する予定
- ・高畑勲らと呼ばいかけ人にしてパレード、参加者1350名 史上最大である。
- ・基地反対サウンドデモを企画した。
- ・板橋区議会の公明党区議が反対を表明
- ・板橋区・豊島区議会で戦争法案反対決議は否決された
- ・議員へのFAX要請に取り組んでいる。
- ・教科書問題については、練馬区は8月に教科書採択、か
豊島区・板橋区は、教科書開示もあまりしていない状況
(板橋区は育鵬社教科書不採択となりました)

3 東京南部法律事務所

- ・事務所が企画した集会 6月20日(260名参加)、7月11日(250名参加)
違う層の人が参加している。
- ・街宣 30分・10名の参加で200部も配布できた。
東弁のうちわとともに配布した。

- ・憲法カフェを何度も開催している。
- ・国会議員へのFAX要請に取り組んでいる。

4 三多摩法律事務所

- ・所轄区域内各地でパレードが開催されており所員が参加している。
- ・毎週、立川駅で駅頭宣伝をしている。
- ・7/19 立川パレードに多数参加の予定

5 武蔵野法律事務所

- ・小金井のピースアクションで7月11日に集会とデモを開催した。
- ・小金井9条の会に参加し、月2, 3回署名活動を行っている。

6 くらまえ法律事務所

- ・台東協同の金団員とともに動いているが、活動している団員が少ない
戦争法案や教科書の問題に取り組んでいる、
- ・6月下旬に沖縄をテーマに集会開催
- ・台東区に8月20日に教科書採択、か

7 弁護士会の報告（大森）

- ・7月10日 女性弁護士による集会 111人のつもりが、160名以上が参加。
初めて参加、という人が多かった。マスコミにも注目された。
- ・7月15日 歴代東弁会長（存命者全員）が声明発表予定 二弁も企画している。
- ・戦後70年企画 資料展を弁護士会館で開催している。 8月7日 クレオで行う。

8 東京東部法律事務所

- ・毎週、各所員が各区の集会に参加してあいさつしている
- ・9条の会の街頭宣伝に参加している。
- ・1日かけて各地域をまわって教科書のアンケートに記載をした。
江東区が心配（※育鵬社教科書不採択となった。）

9 渋谷共同法律事務所

- ・朝宣伝月2回行っている。通りがかりの人がビラ配りを手伝ってくれた。
- ・事務所ニュース 戦争法案の記事と日弁連の署名用紙を入れ、発行時期を早めて発行した。
- ・教科書の意見書をもって目黒区、世田谷区教委に要請に行った。
- ・生かそう憲法世田谷の会で、夕方の署名活動を実施している。

10 代々木総合法律事務所

- ・駅頭宣伝 参加10名弱
- ・教科書問題はなかなか取組めていない状況
- ・ハチ公、恵比寿、幡ヶ谷で街宣をした。

反応がよくなってきている状況がある。
街宣の際に、自衛隊員の妻という人が、心配だと伝えてきた。

11 東京合同法律事務所

- ・街宣 新橋・浜松町・田町・白金台などでおこなった。
- ・区議員への要請に取り組んだ。
- ・国会議員へのFAX要請に取り組んだ。
- ・港区議会の決議を請願した。

意見交換

- ・戦争法案が成立すると、地方自治体が対処しなければならない状況が増えるということを伝えていく必要があるのではないか
- ・昭和21年決定に基づく道路事業認可 戦闘車両を通すためにか？
行政訴訟を提起予定



サマーセミナーへご参加を！

事務局長 萩尾健太

憲法と戦争の危機 如何に突破すべきか 自由法曹団東京支部サマーセミナーに集まり、徹底討論しよう！

7月29日、東京支部は、午前に砂川闘争と横田基地に現場を見るフィールドワークを20人以上で、午後には東京支部八王子幹事会を30名以上の参加で行いました。砂川の闘いに感銘を受け、戦争法制を先取りする横田基地の実態に憤り、多摩地域の事務所の先進的な取り組みに触れ、戦争法制を含む悪法阻止、安倍政権打倒の決意を固め合いました。

立憲主義・民主主義を無視し日本を戦争国家へと変質させようとする安倍政権のもとで、9月には、憲法と私たちの暮らし・権利は、危急存亡の秋（諸葛亮孔明「出師の表」より）を迎えることになりかねません。まさに非常事態です。

団員は皆さん思いは同じでしょう。戦争立法阻止、悪法阻止、安倍政権打倒です。しかし、日常業務に追われて行動に足を踏み出せないとお悩みの方も多いと思います。9月をどう迎え、どうやって戦争法制を阻止するのか、安倍政権を打倒するのか、私たちに何ができるのか、そのやり方、方向を究明するのが団支部サマーセミナーです。

活動的な事務所の経験を効くことはもちろん、忙しい方も、一人事務所でも、できることを話し合い、戦争法制阻止へのうねりをつくり出しましょう。

渡辺治名誉教授による安倍政権の悪政と全体情勢の解明、労働法制改悪や刑事法制改悪、教科書問題など各分野の報告もあります。

夜の懇親会では、海の幸を味わいながら、更に本音で徹底討論しましょう。

セミナー終了後には、有志で熱海駅で観光客に向けた宣伝行動も行います。

大きな事務所からは複数、個人事務所も一人以上、事務員のかたも、1日だけでも構いません。できる限りのご参加を、よろしくお願いします。



＜自由法曹団東京支部サマーセミナー2015＞

【日時】2015年8月21日（金）1時～22日（土）12時

【場所】リゾートピア熱海（熱海駅から徒歩10分）

【内容】1日目：渡辺治（憲法学・一橋大学名誉教授）基調講演 質疑
「戦争法阻止の運動の中間総括・どうしたら安倍政権を倒せるか」
憲法運動事務所交流会

大懇親会

2日目：憲法運動事務所交流会（続き）

労働法制改悪・刑事司法改悪など悪法阻止

教科書問題、その他の取り組み

【参加費】宿泊 17000円 夕食懇親会まで10000円、
会議のみ3000円



7 / 29 横田基地見学ツアー

東京合同法律事務所 久保田 明人

7月29日（水）に自由法曹団東京支部主催で横田基地見学ツアーを開催しました。当日の参加者は21名、弁護士のみならず、事務員やご家族の方にも参加していただきました。ツアー中は、東京平和委員会の岸本正人さんにガイドをしていただきました。

<砂川闘争の現場見学>

まず、米軍立川基地の拡張に反対し、拡張計画の中止をさせた“砂川闘争”の現場を見学しました。

砂川闘争の舞台となった拡張予定地は、拡張計画の中止後、民有地と国有地がいきりまじる状態となっています。ほとんどが空地ですが、当時の滑走路の延長部分は道路として整備されています。現場では、“砂川闘争”で住民とともに闘った日本山妙法寺の碑石や、拡張計画を中止させたことを記念した平和の碑、立川駐屯地などを見学しました。



<横田基地見学>

引き続き、横田基地を見学しました。見学は基地を一周するコースで、各出入口ゲート、滑走路、輸送機、米軍関係者住宅などを見ました。また、道路片側は基地の境界フェンス、もう片側が住宅街となっている道を通り、基地と住宅が隣り合う現場を目の当たりにしました。

途中、基地に自治体面積の12.5%を提供している瑞穂町が基地の見える丘に建てたスカイホールに赴き、その展望台から横田基地の全貌をみました。展望台での見学中、偵察機や輸送機の発着があり、その騒音の大きさも体感することができました。

首都にある米軍基地、横田基地を見学して

練馬・市民と子ども法律事務所・岡崎慎子

日本に米軍基地はいらない、それは今も昔も変わりませんが、私は、この時代のこの時期に、横田基地に見学に行くことができたことで、大変勉強になりました。というのも、今の時代というのは、安倍政権が、砂川事件最高裁判決（砂川判決）を集団的自衛権行使容認の根拠であるなどとして、戦争法案を強行したり、横田基地へのオスプレイ配備や辺野古新基地建設問題など、米軍基地強化の動きが増したりしている、軍事や基地に対する闘いが一層必要な時代であるからです。

砂川闘争の基地拡張反対のための団結の跡、団結横丁に向かう道中のバスの中で、砂川事件に関する映像を見せていただきました。カラスの七つの子を歌いながらスクラムを組み、流血してでも自分たちの土地を守ろうとした住民たちの姿、「土地に杭は打たれても、心に杭は打たれない」という力強い言葉に、励まされました。それにしても、学生たちに対し就職できないと脅したり、共産党だの赤だのと決めつけて罵ったりする様相は、まさに今の安保法制反対のために立ち上がり、声を上げている学生や市民に対して権力が向けている攻撃と全く同じもので、進歩のない現代の政府を本当に情けなく思いました。

横田基地周辺に降りて実際に感じたのは、飛行機やヘリコプターが通ると、視覚的にもかなり近いという感覚があり、なにより音が大きいと感じました。何の非もない住民が犠牲になった調布市の飛行機墜落事故（こちらは民間機ですが）のニュースが大きく取り沙汰されていますが、基地周辺にお住まいの方々は、毎日24時間その不安に晒されているのだということが身に染みしました。また、騒音問題についても、周辺の小学校の教室の窓が二重サッシになっていたり、朝礼をグラウンドでできないため大きめの体育館が用意されていたりと、子どもたちや住民の生活に明らかに影響が出ており、無視できない大変大きな問題だと改めて実感しました。

弁護士としてだけでなく、日本国の一市民としても、日本の上空を日本が自由に使えないことや、米軍やその家族の犯罪を必ずしも日本で裁けないことには、理屈ではどうにもならない憤りを感じました。国は、東京オリンピックに向けて、羽田空港に離発着させる航空機の数を今より増やすために、渋谷など都心部の上空を今までより低高度で飛行させる計画を模索していますが、そのような無理のある飛行ルートが思案されている原因の一つにも、横田空域の存在があります。米軍や基地や空域の存在によって、日本市民が受けている不利益は数えきれず、そのような不利益が今後も淡々と数を重ねていくことは、耐えがたい苦痛だと感じました。

横田基地について、ガイドの岸本さんが詳しく説明してくださり、横田基地の中の日米共同統合運用調整所（日米の幹部が情報を共有し、連携運用を図るための施設）の有り様は、安保法制の先取りだとおっしゃっていたのが印象的でした。

横田基地を丘の上の棟の最上階から見渡しましたが、それでもその一端しか見えないほど、基地は広大でした。停めてある輸送機は、ジャンボ機と同じくらいの大きさに見えました。日本の土地を、日本の空を、市民の平穏を、なぜ戦争のために提供しなければいけないのか。基地は絶対にいらない、心からそう思いました。

若手弁護士へのメッセージ

自由法曹団員と弁護士会活動

東京法律事務所 永盛 敦郎

1, はじめに

大学の時に自由法曹団を知って弁護士を目指した私ですが、1992年から2年間、幹事長を務めたくらいで、実は団で活動することは多くはありませんでした。当初は総評弁護団（現労働弁護団）事務局、次に、日弁連刑法「改正」阻止実行委員会事務局長、二弁副会長、法律扶助協会専務理事、法テラス東京事務所所長と、主に弁護士会に関連する役職を歩んできました。

今回、団支部から「若手弁護士に伝えたいこと」の原稿依頼を受けて、団員から見た弁護士会活動について、書いてみようと思います。

2, 弁護士会の特質と活動の広がり

団と異なる弁護士会の最大の特徴は、あらゆる思想信条の人々が参加する強制加入団体であるということです。同時に弁護士会は、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」を弁護士の使命としています。

若い団員の皆さんは、それぞれに取り組んでいる人権や民主主義の課題を持っていると思います。そのほとんどは、弁護士会の各種委員会でも取り上げて活動しています。かつて弁護士会は「声明はすれど活動せず」などといわれた時代がありましたが、今では社会に向けても活発な働きかけをしているところがほとんどです。そのような中で、皆さんが誠実に活動すれば、間違いなく共感を広げ、他の法律家団体では得られない影響力を発揮することができるでしょう。

3, 一致点とお互いの尊重

注意しなくてはならないのは、弁護士会で活動する際、「一致点を大切にし、相違点は尊重する」態度が必要だということです。

日弁連刑法委員会の中心的メンバーの一人であった、一弁の原秀男先生は、戦前、陸軍法務官として軍法会議を行っていた経歴を持つ方で、昭和天皇をこよなく尊敬しておられました。法務省との意見交換会の対策を討議していた会議の場で、原先生がおずおずと「実は私は園遊会に招かれておりまして、その日が意見交換会とぶつかってしまったのですが」と切り出しました。その場にいた全員が先生の気持ちを察し、「是非、園遊会に行ってください。意見交換会は私たちで何とかしますから」と述べて、送り出したことがありました。このようなお互いの配慮の中で、刑法委員会は、右から左まで多様な考えを持つ人々が固く団結し、法制審議会が答申した「改正刑法草案」に基づく刑法「改正」を阻止するという成果を上げたのです。

4, 異なる立場の人々の共同

今、戦争法案阻止のたたかいの上で、強制加盟の公的団体としての弁護士会が世論形成にはたしている役割はきわめて大きいものがあります。

弁護士会の中で、憲法9条の理解については、さまざまな見解があります。皆さんの中では、自衛隊そのものが違憲だという考え方が多いでしょうが、弁護士会全体ではそうではありません。このような状況下で、弁護士会としてどこに一致点を求めるかということが何より重要です。

現在の弁護士会の戦争法案反対運動の最大の立脚点は、これが立憲主義に反するという事です。憲

法は権力を縛るものであるのに、解釈の変更によってこの縛りを解こうとすることは、法律家であるならば到底容認できることではありません。

不一致点については留保しつつ、一致点に基づいて行動する、これは弁護士会に限らず、あらゆる統一戦線的運動の基本であり、是非このような経験を積み重ねていただきたいと思います。

5、おわりに

運動を語る場合、よく「〇〇を巻き込んで」等といわれることがありますが、私は決して使いません。この言葉の中には自分たちが進んでいて、それ以外の人々は遅れている、というニュアンスがあります。

他者の意見に謙虚に耳を傾けたうえで、自分の中で反芻し、その上で自分の見解を組み立ててゆくという謙虚な姿勢が、お互いの議論をより高いものに発展させる力となると考えています。

それにしても、我が国のトップに立つ人にはこの姿勢が皆無なのは残念なことですね。



7月多摩幹事会の報告

7月29日、八王子で幹事会を開催しました。冒頭、須藤支部長の挨拶の後、議論に入りました。多摩地域を中心に、30名を超える多くの団員にご参加頂き、事件報告もなされ、その後の懇親会も含めて盛り上がりました。

1 戦争法案

・松井団員：女性の反対がとても強い。安倍首相は怪しい人間であるという感覚が国民の中にある。全国革新懇の会議に参加した。世話人からNHKをはじめ、マスコミが悪いという声が出たが、これについて、「マスコミが悪いから運動が進まないということではない。国民の運動の方がどンドン前に進んでいる。マスコミのことを気にしすぎないでいい」という声も。SEALSの運動が素晴らしい。各団体と若者との信頼関係の構築ができてきている。参議院が否決した場合の両院協議会を経た衆議院での再議決の道もしくは60日ルールでの再議決への持ち込みが考えられる。参議院では自民党から13名反対が出れば、否決される。創価学会からも反対の声が出ている。学会員が戦争法制反対デモへの参加もしていることは異例。

・須藤団員：街頭演説などの時の反応が変わっている。若者と女性がとても頑張っている。中高年の男性にも広げていきたい。火事の例とか自民党の説明のおかしさも目立つ。

・萩尾団員：先週の渋谷のママデモに参加してきた。飛び入りの人もいた。これまで活動には参加していなかった方々が動き始めている。ただ、団員ががんばりきれているのか・・・というところは気になる。仕事も忙しいが、今こそ、団員がもっとやっついていかないといけないのではないか。8月も手を緩めずにやっついていかないと。戦争立法は有事法制と連結していく問題であり、弾薬などを運ぶことを今後国民・企業がやらされることになることを訴えていく必要がある。

・松井団員：8月30日に総がかり行動の大集会が計画されている。若者の感覚は、「今回6万人集まったので、次は30万人集められる」。本当に30万人集められれば、さすがに自公民もまずいと思うだろう。

・佐藤団員：大田区の報告。東京法律事務所にならい、事務所メンバーで週1宣伝をしている。これまでとは全く反応が違う。署名も1時間あれば、60人分くらい集まる。女性の支持率、60代支持率が変わってきている。自分は、60代女性でチラシを受け取ってくれる人には必ず声をかけるようにしている。声をかけるととてもいい反応がある。事務所主催で6月、7月に400名の会場で企画をした。とてもいい企画になった。これまで若者の声は強くなかったが、大田区でもデモをしたい！という声が若者から出てきている。地域の動きを事務所としてバックアップしていきたい。8月9日には太田の共同センター主催パレードをする。8月16日も若者主催のデモがある。2週連続でやる。

・青龍団員：東京法律事務所、週1回の宣伝をしている。団の新しいリーフを拡大して看板にしている。退職をした人を中心に「ジールズ」を作り、一緒に宣伝をしている。民主党や社民党の議員など超党派で宣伝をしている。ただ、同じメンバーで宣伝をすることが多くなっているので、もっとみんなでやっついていきたい。自分の地元の杉並でも憲法カフェをした。あすわかHPをみてきたという人が多かった。便りの号外を作って、署名のお願いもした。670筆くらい戻ってきたり、カンパも沢山送られてきて

いる。

・金井幹事長：どうやって廃案に結び付けていくか。やはり、パレードをしたり、宣伝をしてくことは必要。全国で広がりが出てくれば、国民・市民も分かってくれる。世論調査で6割が反対とっていること。8月、9月の短期間での勝負。

・宮川団員：個人事務所でやっている。自分にいた事務所についてとても気にしている。OB、OGをうまく使っていくことも大切では。教会で平和を考える集いをやっている。憲法の立憲主義などについて話をしてきた。去年は集団的自衛権のことを話したりした。法律家として答える。また、お中元を送ってくれた依頼者へ電話だけでなく、封書の手紙を出した。残暑見舞いも戦争法制について織り込むなど。

・関本団員：あすわか経由の憲法カフェや、新婦人などから声をかけてもらいシニア憲法カフェを行ったりしてきた。20歳くらいの学生さんもきていた。その学生は、友達に署名をお願いしたら、「集団的自衛権ってそもそも何なの？」といわれてしまったので、一言でお願いをするためにはどうやっていったらいいか、などと言っていた。わかりやすく広げていくことについて考えさせられている。

・金井幹事長：お盆休みで国会議員が地元に戻っているときこそ、声をあげたり、FAXで要請活動をしたりすることを考えていきたい。麻生氏が「100通くらいFAXきた」といっていたが、少なすぎる。もっと、やっていこう。

2 教科書関係

・石島団員：大田原市、東京都などで育鵬社の教科書が採択された。各地域での取り組みでは展示会でのアンケートなども進めてきた。

・金井幹事長：江東区と品川区は採択されなかった。大田原市、東京都、東大阪市のうち、大田原市と東京都はもともと採択されていたので奪還できなかった。東大阪市について新たに採択をされてしまったのは、とても残念。東京支部としては、大田区、武蔵村山、八王子が今後、ポイントとなってくると思う。

・大浦団員：危ないといわれている八王子が8月5日、武蔵村山が8月7日、府中は8月20日に採択がされるか決まる。傍聴の取り組みをしている。

・関本団員：多摩市の教育長のところへ要請をしてきた。1時間くらい懇談をした。反応は良かった。育鵬社の方が要請を沢山しているよ、と言っていた。もっとこちらが頑張らないと。

・植木団員：武蔵村山市は4年前に公民、歴史が採択された。もちだ教育長がすべて仕切っていた。採択手続きについて、きちんと決められておらず、透明性が担保されていなかったことも問題があった。育てる会として、毎年200名以上参加して学習会をしている。採択要綱の改定を議会で審議して一定の成果を上げている。今年の4月、新しく中学校に入る人向けに、学校前で、わかりやすいビラを配布した。受け取りもよく、それなりにいきわたったかなという印象あり。市教委に要請書を送り、もちだ教育長が教育再生市長会議（首長向け）に公用車を使って参加をしていたことを議会で追及してもらった。武蔵村山で育鵬社の教科書について、自治体にも要請へいった。話は聞いてくれた。いろいろなどころから要請が来ているようで、対応が固く、構えている感じ。3つの団体（出版労連、新婦人、自由法曹団）から要請があったと教育委員が言っていたそうだ。教委において、それらの団体がどういった団体なのかという認識があまりない感じ（団は日の丸君が代の最高裁判決に反対しているらしい団体？と紹介されていた様子）。

危ないといわれていた武蔵小金井において採択されなかった。展示会での取り組みが生きている感じあり。

3 派遣法関係について

・三浦団員：参議院では、7月30日から審議入り（だいぶ遅れた）。9月1日に施行すると定めているので、修正が必要となるので、そうなれば、参議院で修正をしたら衆院に戻るのではと思われる。こちら側としても、派遣法110番ということで派遣社員の意見を盛り込んで、意見書を出していく。戦争法案ほど盛り上げきれていないが、当事者の声を出して、盛り上げていきたい。派遣法をつぶすということで頑張っていく。

強行採決は、戦争法制の前なので簡単ではないだろう。

4 盗聴法について

・金井幹事長：衆議院法務委員会の筆頭理事長がくびになった。
とんでもないことであるが、日弁連が促進決議をあげるなどしている。
団として、議員要請などに取り組む。

第2 報告事項

1 サマーセミナー

渡辺治先生が講師。事務所憲法運動交流会を兼ねて行う。多くの皆さんのご参加を。

2 決議案が2つ

- (1) オスプレイ配備に抗議→横田基地の撤去を求めることに加えて、横田基地周辺の住民の方々の被害をうけ、もっと具体的な内容を書き込んで修正する。横田基地弁護団の意見を踏まえて、完成させる。
- (2) 自民党勉強会における言論弾圧発言→本日確定。8月3日に自民党本部に出す。

第3 各地域での取り組みなどの報告

1 三多摩、平団員

7月に入ってから、多摩地域の各自治体で7月4日は東大和400名、7月5日は日野で500→900名の集会を行った。7月12日は国立、7月19日は立川で行動した。

立川では、去年の閣議決定の後、実行委員会ができて秋にパレード500名規模行った。今年も7月19日、衆議院の強行採決後、盛り上がった。構成団体は、みどりの党、生活者ネット、旧社民の団体など、これまで付き合っている以外の団体に広がっている。それぞれの団体が人を集めて、最終的に990名で集会→さらに増えて1100名でパレード。当初デモ申請の段階から警察署ともめた。かなりの参加者が見込まれ、かつ右翼団体からの妨害も予想されるということで、防衛体制をしっかりとった。制服向上委員会の歌と踊り、沖縄エイサーも。制服向上委員会にはおっかけの右翼団体が妨害に必ず来る。立川にも街宣車が来た。パレードにブラスバンド、コール隊も。繁華街をとおり、訴えが響いた。

第二弾をどうするかを各地で検討中。日野では第二弾のパレードを8月に開催することが決まった。都心には行けないけれど、近いから参加するという方がいる。とくにお年寄り。

東京新聞には掲載された。取材は他の新聞社も来ていたが、掲載されず。

八王子では、7月26日にパレード。700人参加。前は300人くらい。主体が九条の会から

共同センターに広がった。

2 三多摩、吉田団員（横田基地訴訟について）※レジュメあり

- ・ 静かな夜を求めて提訴
- ・ 訴訟の成果と賠償勝訴の判決を得た。
- ・ 軍事公共性をめぐる攻防
- ・ 飛行差し止めを否定する壁と拡大する矛盾
何度も違法だと司法判断が出ても政府は改めない、と判決に記載された。
一審で差し止めた厚木基地訴訟の高裁判決に注目（差し止め判決を維持した）。
- ・ 新たな訴訟と弁護団の取り組み
→国は「アメリカの基地があるから日本は守られている」といった主張を平気で行う。
- ・ 戦争法制が通れば、軍事公共性論が再熱する。
- ・ 国側の準備書面では、幸福追求権を保障するために必要、などと、
集団的自衛権行使容認の閣議決定と同じ内容の主張が出てきている。

3 八王子、飯田団員

- ・ 5月集会のあとの団通信で書いた通り、2年3か月同じネタで、ずっとやってきた。
- ・ 本日も高座をする。90回目の高座。9月には100回目に至ることとなる。
- ・ 1000円の定価でDVDを販売。本も6000冊売れている。
- ・ 和歌山、岡山、鳥取、香川、佐賀、宮崎、沖縄ではまだ呼ばれていない。
- ・ 女性からの反応がとていいい。
- ・ 憲法そもそも論を語っている。

4 八王子、白神団員

- ・ いつも大切にしていること。3つ。
- ・ ①自由法曹団員としてリアリズムを大切にしている。戦争のリアルを語るようにしている。なぜ、立憲主義が生まれたのかをリアルに語らないといけないなど感じたエピソードがあった。第二次世界大戦の話、映像をまじえて話したりしている。ドラえもんにたとえて、日本はジャイアン（アメリカ）とともにのび太をいじめるスネ夫になるの??とか。
- ・ ②そもそもなんでこのようなことが行われているのかという構造を語るようにしている。経団連とかアメリカの要求とか。1パーセントと99パーセントだということもよく話をしている。お金もうけをしている1%の経営者のもうけのために99%の国民が犠牲になる。アメリカの労働組合は税金を戦争のために使っているのか、と語って運動を広げた。
- ・ ③希望を語ること。戦争法制のひどさがわかっても、どうせ変わらないと思ってしまうと頑張れない。歴史はいつも前に進んでいる。沖縄の問題がとていいい例。世界大戦で沖縄の多くの方が亡くなった。ここがスタートで、声を上げ続けていけば、オール沖縄へつながる。ずっと軍事同盟側にいた国々が変わっていったというパネルなどを紹介している。

5 リニア 関島団員 ※レジュメあり。

- ・ リニア新幹線のこれまでの動きと手続き。現在、地元の方から相談をうけ、リニア中央新幹線計画に

ついでに訴訟の準備をしている。全国新幹線整備法という法律に基づいて作られてきた。民間企業が工事を行う。国の骨格となっている

- ・リニア中央新幹線の計画及び工事概要。
- ・リニア中央新幹線工事による被害予測と杜撰な環境影響評価書。自然破壊の問題。残土の問題（東京ドーム56個分出るといわれている。残土捨て場を明らかにしていない。1分間に3台のトラックが数年にわたって走り続けることになる（村の道路が危険）。神奈川県立相原高校をどかして駅を作ろうとしている（橋本駅周辺）。原発が3基必要なほどの電気を使う→原発再稼働と一体。
- ・その他リニア中央新幹線の問題点
- ・リニア新幹線工事に反対する住民。検討している法的対応
- ・リニアに反対する住民運動の状況や裁判闘争に向けての準備状況→弁護団は現状10名ほど（町田さがみの弁護士など）。もっと地域の弁護士に弁護団に入ってほしい。原告の募集をして集団で行う。認可の取り消し訴訟や株主代表訴訟とか。

6 労災、尾林団員

- ・バス運転手の自殺についての労災認定。飲酒検査を苦にした自殺を労災と認めた判決は初めて。学習会を行うなど、長年の繋がりから事件受任に至った。
- ・相談を受けた際にも、残業代払われていないのでは、とか、弁護士が積極的に事件の掘り起しをするべき。

7 都留文科大学の事件 吉田団員 ※レジュメあり

- ・事案の概要
- ・国家公務員の賃金減額の時期に、大学職員の退職金の減額がなされた。退職金規定の改定だが、就業規則不利益変更の手続きをとらず、勝手に変更したことが違法だとして、差額賃金と慰謝料が認められた。手続の杜撰さは際立っているが、全国で、国公立大学の賃金減額に対する訴訟が行われているなか、請求を認めたのは珍しい。

8 町田さがみ、小峰弁護士 ※レジュメあり

- ・弁護士としてのこの間の活動。町田市の解雇事件などの地域の事件に取り組んでいる。
- ・教科書問題などの要請活動などを行っている。
- ・憲法学習会における講師活動も行ってきた。
- ・マイナンバー制度のパネラーを今後行う予定。マイナンバー制度については、団の中でも手がけている人は少ない。重要な問題なので、深めていきたい。
- ・地域の事務所の弁護士として、頑張っていきたい。

先月送付した意見書「東京都安全・安心まちづくり条例「改正」案を批判する」の訂正

表題と「1 はじめに」の間に、「2015年6月5日 自由法曹団東京支部」の記載、「1 はじめに」の末尾に、「自由法曹団東京支部は、自由と民主主義を擁護して活動してきた法律家団体として、『改正案』について、以下に詳しく意見を述べる。」の記載が加わります。申し訳ございませんでした。

自民党国会議員勉強会における言論弾圧発言に 嚴重に抗議する（声明）

加藤勝信官房副長官や、首相側近の萩生田光一総裁特別補佐ら安倍晋三首相に近い自民党の若手議員約40人が25日、憲法改正を推進する勉強会「文化芸術懇話会」の初会合を党本部で開いた。

講師として出席した前NHK経営委員で作家の百田尚樹氏は、沖縄の地元紙が政府に批判的だとの意見が出たのに対し、「沖縄の二つの新聞はつぶさないといけない」と発言した。さらに百田氏は米軍普天間飛行場の成り立ちについて、「みんな何十年もかかって基地の周りに住みだした」と指摘した上で、基地騒音訴訟に触れ、「そこを選んで住んだのは誰だと言いたい」と、全く事実に反する自己責任論を展開した。

加えて、百田氏は「米兵が犯したレイプ犯罪よりも、沖縄県全体で沖縄人自身が起こしたレイプ犯罪の方がはるかに率が高い」との、人口比からすれば明らかに事実無根の発言をした。

沖縄の地元2紙については、出席議員も「左翼勢力に完全に乗っ取られている。沖縄の世論のゆがみ方を正しい方向に持っていく」と主張した。

さらに、安保関連法案を批判するメディアの報道について、大西英男衆院議員が「マスコミを懲らしめるには広告料収入がなくなるのが一番。文化人が経団連に働きかけて欲しい」「悪影響を与えている番組を発表し、そのスポンサーを列挙すればいい」などと発言していた。

有志による非公式な会であっても、政治権力を掌握する与党議員の勉強会であるから、そこでなされたこれらの発言は、報道機関に圧力を加えて萎縮させる、憲法21条が保障する報道の自由・言論の自由を侵害する発言であり、国会議員の憲法尊重擁護義務に違反するものであって到底許されない。

ところが、6月26日の安全保障関連法案を審議する衆院特別委員会で、民主党の寺田学議員に、百田氏の話聞いた感想を求められた加藤副長官は、「大変拝聴に値すると思った」と答えた。安倍首相は「言論の自由こそが民主主義の根幹であり、当然尊重されるべきものだ」と一般論で応じるばかりであった。

言論弾圧であって許されない、との報道各社をはじめとする各界からの強い批判の前に、その後、自民党執行部は勉強会「文化芸術懇話会」代表の木原稔青年局長を更迭し、1年間の役職停止とし、「マスコミを懲らしめる」と広告主への圧力行使に言及した発言した3議員は嚴重注意処分とした。さらに、安倍首相も陳謝した。

しかし、自民党や安倍首相のこれらの対応は、戦争法案の審議を促進するための取り繕いに過ぎないものである。

実際、党執行部から嚴重注意処分を受けた大西英男衆院議員は、3日後には再び同趣旨の発言をし、2度目の嚴重注意処分を受けた。

本年4月にも、自民党情報通信戦略調査会がテレビ朝日やNHKの放送内容に文句をつけ、放送法上の権限がないにもかかわらず、両社の経営幹部を呼びつけたばかりである。

当自由法曹団東京支部は、これに対して、自民党本部に抗議声明を持参して申し入れをしたが、自民党はこの申し入れを全く受け止めていなかった。むしろ現在の自民党の本質がここに表れていると言うべきである。すなわち、憲法違反との指摘を無視して戦争法案をこり押しする態度と今回の言論弾圧は表裏をなすものであり、安倍政権を進める戦争国家づくりの一環である。

自由法曹団東京支部は、治安維持法下の言論弾圧に抗して闘った伝統を有する法律家団体として、自民党と安倍政権によるこうした言論の自由の侵害に対して厳重に抗議するものである。

2015年7月29日

自由法曹団東京支部

支部長 須藤 正樹



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、**入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の**精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の**精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年

満年齢	支払対象外期間			
	372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03（3405）8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL：03（3593）5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)